

平成23年第3回小山町議会3月定例会会議録

平成23年3月16日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場
 開 会 午前10時00分 宣告
 出席議員 1番 米山 千晴君 2番 田代 一夫君
 3番 藺田 豊造君 4番 臼井 淳一君
 5番 梶 繁美君 6番 鷹嶋 邦彦君
 7番 池谷 洋子君 8番 湯山 鉄夫君
 9番 米山 元君 10番 室伏 武君
 11番 岩田 潤泉君 12番 真田 勝君
 13番 込山 恒広君 14番 岩田 治和君
 15番 仲井 民夫君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	高橋 宏君	副 町 長	田代 信幸君
教 育 長	戸枝 浩君	経 済 建 設 部 長	小野 巖君
教 育 部 長	常盤十四信君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	後藤 栄一君	ま ち づ くり 推 進 室 長	遠藤 一宏君
総 務 課 長	高橋 忠幸君	税 務 課 長	湯山 正敏君
福 祉 課 長	田代 順泰君	住 民 課 長	岩田 英信君
健 康 課 長	羽佐田 武君	生 活 環 境 課 長	室伏 博行君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	池谷 廣美君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	秋月 千宏君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君
 会議録署名議員 13番 込山 恒広君 14番 岩田 治和君
 閉 会 午後0時00分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第2 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算
- 日程第7 議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第9 議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算
- 日程第14 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 提案説明 (議案第27号～議案第29号)
- 追加日程第2 議案第27号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事」
- 追加日程第3 議案第28号 建設工事に関する協定(変更)の締結について「国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事」
- 追加日程第4 議案第29号 土地の取得について
- 追加日程第5 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

○議長（仲井民夫君） おはようございます。

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害に遭われました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、現在、多数の亡くなられた方々がおられます。その御冥福をお祈りし、ここで黙祷をささげたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。では、黙祷始め。

（黙 祷）

黙祷やめ。どうもありがとうございました。着席をお願いします。

議

事

午前10時00分 開議

○議長（仲井民夫君） 本日は御苦労さまです。

報告します。企画総務部長は公務のため、住民福祉部長は病氣療養中のため、本日の会議を欠席しておりますので、御報告を申し上げます。

ただいま出席議員は15人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのビデオカメラの撮影を議長において許可しておりますので、報告をします。

日程第1 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例について

日程第2 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（仲井民夫君） 次に、日程第1 議案第11号から日程第5 議案第15号までの5議案を一括議題とします。

それでは、2月25日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、2月25日に総務建設委員会に付託されました2議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

3月8日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員7名全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、条例の第7条に、消防長への通知とあるが、手続上の流れは。との質疑に。

町長が火入れの許可をした場合、その許可通知書は御殿場市小山町広域行政組合消防本部へ通知され、本部長から小山消防署へ連絡されるという流れになります。森林法に基づき、小山町が許可するものです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第11号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についての議案については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました2議案の審査の経過と結果についての委員長報告いたします。

○議長（仲井民夫君） 次に、文教厚生委員長 田代一夫君。

○文教厚生委員長（田代一夫君） ただいまから、2月25日、文教厚生委員会に付託されました3議案についての審議の経過と結果について御報告します。

3月9日午前10時から、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員7名全員が出席し、審査を行いました。

議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議案2件については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、今回の改正は、どのようなことを想定しているのか。との質疑に。

例えば、沼津市へ住所を転住したとしても、勤務地が小山町であれば、引き続き小山町で消防団活動ができます。また、現在の条例では、小山町から御殿場市へ転住した場合は退団扱いとなるが、事情により小山町へ戻ってきた例があり、再び小山町へ戻ってくることを前提に、区域外に転住しても活動ができる内容に改正するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された3議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（仲井民夫君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例についてを議題とし

ます。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第2 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第3 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第4 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第5 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決をされました。

- 日程第6 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算
- 日程第7 議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第9 議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第12 議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算

○議長（仲井民夫君） 次に、日程第6 議案第16号から日程第13 議案第23号までの平成23年度予算に係る議案8件を一括議題とします。

それでは、3月2日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） 3月2日、総務建設委員会に付託されました平成23年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算4件の審査を行いました。

初めに、議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、経済センサス活動調査事業の詳細な内容は。また、国、県からの補助金をもらって行う事業か。との質疑に。

来年24年2月を調査期日とし、従来の事業所、企業統計調査、サービス業基本調査などの大規模統計調査を統合し、国の全産業分野における事業所、企業の経済活動の実態を明らかにするために実施するものです。

また、全国一律で行うものですから、国から県を通じて調査委託金が入ってきます。との答弁がありました。

委員から、ウルトラトレイル・マウントフジ実行委員会負担金の詳細な内容は。との質疑に。

事業内容は、富士トレイルランナーズクラブが主催で行う国際レースで、富士山の周囲を1周、登山道、林道などでつなぎ、人力のみで走り、歩き続ける、例のないアウトドアイベントです。これを通して、美しい富士山のすばらしさを再発見し、国内外に広く伝えていくことを目的としています。

実施機関は5月20日から22日までの3日間で、コース距離は約160キロメートルです。小山町は道の駅「すばしり」に中継所が設置され、そこでの設営、配給、イベント等にかかる費用として、これから立ち上げる実行委員会の負担金として拠出するものです。との答弁がありました。

委員から、農村活性化センター管理費の中で、電気料などの光熱水費を使用者がどこまで負担しているのか。との質疑に。

現在、有限会社ふじあざみが製造体験室と製粉加工体験室を主に使用しており、1時間700円の使用料で毎月約10万円を町へ納めています。今年度は、約120万円の収入になる見込みですが、ほかの利用者は、会議室を一般人、農業団体や認定農家が使っている状況です。

今後の運営方法は、指定管理の方向で考えていきたいと思っております。との答弁がありました。

委員から、富士箱根トレイル施設整備事業のトイレ設置工事の内容は、くみ取り式トイレを設置するという説明だが、時代に即していないと思う。管理をしっかりと、常にきれいなトイレでなければ、利用者にも満足していただけないと思う。再検討するべきと考えるが。との質疑に。

富士山や金時山に設置してあるトイレはバイオ式を利用しており、発電して浄化槽を攪拌し、常時人がいて管理しています。今回、富士箱根トレイルの中間地点でもある明神峠にトイレが必要だということで検討し、設置するものです。

構造は、簡易水洗方式であり、衛生的には大丈夫なものとなっております。小中学生にも使っていただき、利用者のマナーに期待し、きれいに使ってもらえるよう定期的に管理していきたいと考えています。また、この事業は県の観光施設補助金を一部使って整備します。との答弁がありました。

委員から、女性から、使い方がきれいであればクレームが出る。また、冬の対応はどう考えているのか。維持管理経費がかかるし、使う人の身になって考えてほしい。維持管理にかかる具体的な経費は。人件費はどのぐらいかかるか。との質疑に。

消耗品で、ペーパー代に1万円程度、くみ取り手数料、消臭剤などに10万円を見込んでいます。人件費として富士箱根トレイル臨時職員にお願いし、足りない部分は職員が補います。との答弁がありました。

委員から、中山間地域総合整備事業の負担金について、実施箇所と完成時期はいつごろになるのか。との質疑に。

平成22年度から国の補助事業として始まりました。実施箇所は桑木、下原、所領、吉久保、大胡田の5地区です。圃場面積は45.6ヘクタールで、用水路が2本、農道が2本の全体計画となっております。平成23年度は、所領地区の農道2号の工事に着手します。ほかの地区では、順次基本設計、評価基準書の作成を行います。完了年度は平成27年度を目指しています。との答弁がありました。

委員から、国際姉妹都市記念品寄贈事業交付金の内容は。平成23年度はミッション市への訪問は計画されているのか。との質疑に。

平成21年度にミッション市からハウスポストの寄贈を受けました。これに対する返礼品として、平成24年度に予定しているミッション市訪問に合わせ、誓いの丘の鐘と同じものを寄贈するものです。総予算は、国際友好協会を持ち、事業費は約130万円です。大半の費用は個人の寄附や企業

協賛等により賄います。そのうち、町が一部を負担するものです。平成23年度はミッション市から高校生15人ほどが訪問します。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第16号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算について報告します。

委員から、一般会計からの繰入金の前年度と比べ増額となっているが、少しでも繰入金に頼らないで事業を行う方法は考えているか。との質疑に。

経営的には使用料で賄うことが本質であり、平成23年度は1,543戸を見込んで予算計上していません。使用料は節水機の普及などの要因で伸び悩んでいる現状です。そのため、下水道事業のあらたな加入促進を行いたいと考えています。今回、道の駅「すばしり」の使用料が増える見込みです。繰入金は抑えられると思います。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算について報告します。

委員から、町道など先行取得をして、この会計を有効に使った方がよいと思うが、どう考えているのか。との質疑に。

この会計は、土地開発基金と一体になっている会計です。新東名の用地買収に係る代替地を取得するときには運用することになっていますので、この会計は必要になると考えています。大いに活用していきたいと思っております。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、町内の敷設がえが必要な配水管はどのくらいあるのか。との質疑に。

平成22年度末の総管路延長数は13万8,793メートルです。耐震化の済んだ配水管は7万9,349メートルで、耐震化率は57.2%、今後は5万9,444メートルの配水管敷設工事を進めていく計画となります。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました平成23年度予算の4件の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（仲井民夫君） 次に、文教厚生委員長 田代一夫君。

○文教厚生委員長（田代一夫君） ただいまから、3月2日、文教厚生委員会に付託されました平成23年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました事案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

初めに、議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、子宮頸がんワクチンについて公費負担になり、希望者が多くなり、需要も拡大していると思う。新聞ではワクチン不足が懸念されているとあったが、小山町についてはどうか。また、子宮頸がんワクチン対象者は、中学生から高校1年生までだが、高校生については学年が切りかわるときにどうなるか。との質疑に。

当初の想定よりも希望者が多く、平成22年度に開始した市町村を優先して配分するよう、厚生労働省から通達が出ています。ワクチンが不足しているため、今年度実施した人から優先接種をするということになりますので、小山町としては、7月以降に集団接種をする予定で日程を調整しています。医師会も同様の調整をお願いしているところです。

また、高校2年生の対応について、現在ワクチン不足のため、平成22年度において高校1年生が第1回目の接種をした場合、平成23年度になって接種を受けても補助対象となります。平成23年度も同様の対応がとられるものと考えております。との答弁がありました。

委員から、不妊治療費と妊婦健診の医療費が公費助成になっていますが、小山町の不妊治療の助成金の金額は。また、妊婦健診は何回まで対象か。との質疑に。

不妊治療の1回の助成金額は、県の補助などがありますが、保険適用分までを含め、10万円としています。通算5回まで認めています。妊婦健診については、国の補助事業が継続となりましたので、14回で実施しています。との答弁がありました。

委員から、ごみ処理基本計画策定業務委託料が計上されているが、策定していく上で、現状を踏まえて、どのような基本策定を目標にしているか。との質疑に。

平成18年度に小山町一般廃棄物ごみ処理基本計画を策定しています。おおむね5年ごとに見直しをすることと、新たなごみ処理施設の建設もありますので、もう一度見直すという観点から、平成23年度で計画するものです。最終的には廃棄物減量等推進審議会への計画を諮問して答申をいただくということで取り組んでいきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、静岡県動物保護協会負担金と国立公園協会負担金について、その活動内容と効果について、どのように分析していますか。との質疑に。

静岡県動物保護協会負担金の根拠は総会の定めで決まっており、動物の保護や管理に関して必要な知識の普及を図りながら、人間と動物と共存する豊かな環境づくりを進めていこうというものです。

国立公園協会負担金については、自然公園に関心を持つ方の集まりであって、企業、団体、個人の中に行政も加わり、市町村1口1万円の負担をするものです。「国立公園」という機関誌が年10回来ますので、それらを利用し、啓発等に努めています。との答弁がありました。

委員から、酒匂川水系保全協議会の負担金について、保全事業としてどのようなことを実施しているか。また、鮎沢川水系の保全に対して、どのような取り組みをしていますか。との質疑に。

酒匂川水系保全協議会の負担金は、会則により水質の保全及び環境維持に努めることを目的に、

神奈川県3市5町、静岡県1市1町及び神奈川県広域水道企業団が参加し、活動しています。事業内容は、会報の発行や講演会、地域の方々の酒匂川の水辺での交流事業、酒匂川水系の生物調査、自然教室やフォトコンテスト等を行っています。

鮎沢川の水質については、水質検査を年1回、34項目を実施しています。検査以外に啓発等はありません。との答弁がありました。

委員から、きたごう保育園と北郷幼稚園を併設する計画があり、きたごう保育園舎の設計委託が予算化されているが、用地の関係で、地主の方には事前に説明しておくことが大事だと思うが。との質疑に。

計画図ができれば、3月中には説明をしてきたいと思います。現在、教育環境懇談会の中で協議をしている状況にあり、その結果を待って地主に説明をする予定です。今後とも連絡を密にしていきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、地域密着型サービス等基盤整備事業補助金の内容について、どこの業者が実施するのか。との質疑に。

有限会社アルデパランという会社から設置の申し出を受けています。この会社は社会福祉法人湘風会の関連会社となっており、法人登記も確認しております。との答弁がありました。

委員から、消防費について、北郷火防隊が解散され、自主防組織を立ち上げられたとき、ほかの地区と同じように被服の貸与はあるのか。との質疑に。

県の大規模地震補助金を活用し、新たな自主防災組織を立ち上げたときには、被服の貸与ができます。との答弁がありました。

委員から、自主文化事業費が、昨年度より約990万円減額となっており、事業を13から7に減らした理由は。との質疑に。

一つに、災害復旧に予算を充てるため減額をしました。また、人々の公演に対する多様化の中で、高額なアーティストに予算をかけるか、安いアーティストにかけるか悩んでおります。

その中で、平成23年度は、自分たちが一から企画運営して自主事業を行うことにウエートを置くことで、予算計上をしたものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第16号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員から、第3号保険者となっていた主婦が、国民年金の第1号被保険者へ変更する必要がある場合、住民課の窓口はどのような対応をしているのか。国や事業所が直接行っているから関係ないではなく、住民サービスとして丁寧なアドバイスをするなどの対応はしているのか。との質疑に。

国保と年金の窓口が一本化となっていますので、国保と同時に国民年金に入らなければならない。そのときに第3号被保険者となっている主婦には、国民年金加入の促進を行っております。

なお、会社を退職した場合は、連絡表を持ってきます。その中に、妻が扶養になっていれば確認できます。との答弁がありました。

委員から、一般被保険者医療給付について、歯科治療や薬事治療はどのくらいの割合になっているか。との質疑に。

歯科における1人当たりの費用は1万8,301円、薬剤における1人当たりの費用額は4万7,731円です。との答弁がありました。

委員から、被保険者は5,183人ですが、給付の自己負担割合はどのくらいか。との質疑に。

自己負担割合は、6歳未満が2割、6歳から70歳未満が3割、70歳以上75歳未満が1割または3割となります。との答弁がありました。

委員から、人工透析は高額療養費の対象となるのか。との質疑に。

特定疾病になりますので、自己負担限度額が1万円となり、高額療養費の対象となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算について報告します。

委員から、奨学資金の金額はこれでよいのか。金額を増額して充実を図ってはどうか。との質疑に。

近隣市町を調べると、月額で大学生3万円、高校生1万2,000円となっております。金額を上げると、償還のとき負担になることも考慮し、現状の金額にしたいと思います。他市町の状況を見ながら検討していきたいと考えます。との答弁がありました。

委員から、奨学資金を決定するのは4月以降なので、一番お金がかかる3月に貸し付けできるような就学貸付資金のようなものを新設できないか。との質疑に。

育英奨学資金の基金等残額は、現在2,400万円ほどになります。これからも広く多くの方に利用してもらい、続けていくには、現状の形で進めていく予定です。との答弁がありました。

委員から、父兄のために、教育ローンの利子補給を考えることも必要ではないか。との質疑に。研究してみます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

さしたる質疑もなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算について報告します。

特に質疑もなく、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました平成23年度予算5件の審査の結果と経過についての委員長報告とします。

○議長（仲井民夫君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。3番 藺田豊造君。

○3番（藺田豊造君） 文教厚生委員長に質問させていただきます。

小山町は、予防接種の先進地域だと思いますが、私はいろいろなことでもって質問させていただきます。

委員の方々から、予防接種に対するリスクについて、厚生省のデータを求めたような意見が出されたかどうかを質問します。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（田代一夫君） 藺田議員の質問に対してお答えします。

特にそういう質疑はありませんでした。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。11番 岩田澗泉君。

○11番（岩田澗泉君） 総務建設委員長にお尋ねします。

明神峠のトイレの設置についてですが、いろいろ詳しく、今、報告がありましたんですが、県の観光事業助成金を使ってとか、その後の管理についてとかあったんですが、明神峠のどこの場所にどのようなトイレを設置するのか、もう少し詳しい質問があったか、説明があったかどうかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。総務建設委員長。

○総務建設委員長（米山千晴君） 岩田澗泉議員の御質問でございます。

トイレの件でございますけれども、明神峠バス停付近ということでございまして、簡易水洗式トイレで、そういう計画を立てているということでございます。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） ほかに。11番 岩田澗泉君。

○11番（岩田澗泉君） 再度質問させていただきます。

明神峠のバス停と、今言いましたけれども、一般的にタクシーなどで来る人は、明神峠の道標の立っている、あそこで降りるんですが、バスはあそこではとまりにくいと思いますから、そのバス停はどの辺なのか、その辺の詳しい場所も、ちょっとお尋ねしたいんですが。バス停の標識は、明神峠の道標のあるところに、今まではバス停の標識が立っていたんですが、私の見ているところでは、道標のあるところで私も2度ほど降ろされたんですが、その辺の場所はどこなんでしょうか、詳しい場所は。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。総務建設委員長。

○総務建設委員長（米山千晴君） 場所でございますけれども、バス停付近でございます。それ以上は、私どももわかりません。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○9番（米山 元君） 私は、平成23年度予算は内容的に面でとらえており、将来的展望に欠けており、よって反対するものであります。詳細については、先日、一般質問で述べさせていただいておりますので、省略いたします。

○議長（仲井民夫君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。7番 池谷洋子君。

○7番（池谷洋子君） 私は、平成23年度小山町一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。

町税の減少や台風災害の復旧など、厳しい現実には挑戦し、町民の安心、安全を第1に考慮した内容だと思えます。

それは、住民が住宅の新築や増改築を行うと50万円を限度に補助する、新設の緊急経済対策住宅建設等助成金や、学校教育の充実を図る子ども相談員を2名に増員しての巡回相談、また教員への授業アドバイザーの巡回指導の実施など、継続事業では、中学生までの医療費全額無料化や、不妊治療、妊婦健診の助成、また婚活事業の推進などです。

さらに、昨夜、町では震度5弱の地震がありましたが、地震対策の木造住宅の耐震事業、また自主防災組織や消防団設備の充実など、地域防災対策の推進にも取り組んでいます。

過日、本会議で町長の力強い答弁も、施政方針も伺いました。

以上を踏まえ、私の賛成討論といたします。

○議長（仲井民夫君） 次に、反対者の発言を許します。討論はありませんか。11番 岩田潤泉君。

○11番（岩田潤泉君） 平成23年度一般会計予算について、その一部分に反対するものです。

ただいま池谷洋子議員から賛成討論がありましたが、全般的には、その意見に賛成ですが、先ほど質問しました明神峠のトイレについては撤回を求めます。

その理由は、私は私なりに過去40年間、北アルプスなど、利尻山だの歩きまして、トイレについては私なりにずっと真剣に調べてきましたし、私もその需要が本当にあるのかどうかを、身をもって体験してきました。そして、明神峠のトイレについては、東京の新ハイク、それから三島、裾野、その他の大勢のハイキングクラブの人のニーズを聞いてきました。私が接したハイカーの多くには、明神峠にトイレは要らないというのが大多数であります。

県の観光事業助成金も使ってあって、県の了解も得てあるようですが、県の役人は、本当に山のことは知らないと思います。県の役人にいろいろなことで会ってきましたけれども、本当に山

のことは知ってはいないです。小山町からそういう要求が出されれば、それを認めざるを得ないでしょう。

利尻山という山がありますが、今、百名山の中でも最も人気の高い山で、登山者が年々増加しています。私も2回登山しまして、1度は皇太子様が登山された直後にそこを見ましたが、それから10数年して、また個人研修費をいただいてトイレの様子も見ましたが、あの利尻山では、全員の登山者が携帯トイレを携行されています。それで、皇太子様も、あの登山で往復10時間の登山をされたんですが、私は実際には見ておりませんが、利尻町の職員に聞きましたら、もちろん皇太子様も携帯トイレを使われたということでした。

実は私も携帯トイレを渡されたんですけど、正直に白状しますと、大はしませんでしたけど、小はハイマツの陰のハイマツを汚染しないところまで行って、そこでこっそり用を足してしまって、まことに恥ずかしいんですけど、登山道、上りだったので、弁当もあつたりするので、それをあれして一緒に持つていくのは何だかあれだったので、それを白状するんですけど。

ハイカーに聞きますと、必要ないと言っています。ハイカーは、登山者は、用を足すときは、女性などは「お花摘みに行ってくる。」と行って用を足しますが、山を愛好する人は、必ず用を足す場所をよく考慮して、皆さんがお弁当を食べる場所の近くでは絶対しません。弁当を食べる場所から相当離れたところで、ハイキングコースから外れたところで、木の棒だの、スコップまでは持っていませんが、穴を掘って、そして周りの植物に害をなさないように、それから用を足した後は猫は砂をひっかけたりしていますが、ちゃんとしたかけ方をしないです。人間ですから、必ず土をかけて埋めて、周りを汚染しないように。それは必ず杉やヒノキの肥料にもなります。貴重な肥料です、それは。

それで、一般の大勢のハイカーを誘致するには、そういうものが必要だと思うのですが、それだけのマナーのない人を呼ぶ必要は、私はないと思います。教育すべきだと思います、徐々に。そして、そういう人が増えれば、ますます山は荒れてきますので、10時間でも、ハイカーは後の人の迷惑にならないように、きちんとマナーを守ります。そういう人の山であればいいわけです。教育すべきだと思います。

したがって、このトイレについては、まだ時期尚早だと私は思います。

それで、管理のことについてもいろいろありましたけれども、そう簡単ではないと思います。あそこは大勢の車だの暴走族も通りますし、そういう人が用を足して、トイレはなかなか管理も難しくなると思います。

今、この時期に急いで建てる必要はないと思います。

県の助成金は受けてはいますが、県にはその事情を説明すべきだと思います。富士箱根トレイル推進委員会での論議が、本当によく熟議されたものかどうか。それから県の役人の認識が、本当に山を知って、山を愛する心から出ているものか、私は疑問に思いますので、今ここでこの時期にする必要はないと思います。

本当にハイカーが多くなって、ハイカーの間から、本当に必要だという差し迫った要求が出てからでも遅くはないと思います。そういう意味で、私はこのトイレについては撤回を求めます。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。14番 岩田治和君。

○14番（岩田治和君） 平成23年度一般会計予算について、賛成意見を申し上げます。

一般会計の予算は85億3,000万円で、昨年度比4.3%の緊縮予算です。社会情勢を考えてみても、このような緊縮予算で行うことは大変好ましいことだと思います。さらに、固定資産税の減少も、4年連続して町税収入が減少しているという状況もあります。さらに、町債、いわゆる町の借金も約4億7,000万円で、平成22年度予算に比べ49.2%の減少です。やはり借金も減らすというようなことも考えるべき内容になっておりますので、好ましい内容だと思います。

さらに、今年の台風災害によって、財政調整基金も大幅に削減されておりますが、23年度予算では上積みの方向を示しております。ただ、私の気になるのは、4款衛生費については若干の見直しが必要だと思いますが、補正予算で対処できる内容だと思います。

以上のことから、平成23年度一般会計予算については、私は賛成いたします。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立多数です。したがって、議案第16号は、各委員長報告のとおり可決をされました。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（仲井民夫君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議員の皆様をお願いします。短切に、ひとつよろしくをお願いします。

日程第7 議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第8 議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第9 議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第10 議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第11 議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第12 議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第13 議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決をされました。

日程第14 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告について

○議長(仲井民夫君) 日程第14 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会災害復旧対策特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 梶 繁美君。

○小山町議会災害復旧対策特別委員長(梶 繁美君) ただいま議案となりました小山町議会災害復旧対策特別委員会の審議と、その結果について御報告申し上げます。

まず、審議の経過を申し上げます。

9月22日に、小山町議会におきまして、災害復旧特別委員会を設置しました。

10月12日に第1回の特別委員会を開き、災害現地の視察及び当局からの災害の中間報告を受け、委員会の全体の意見を集約し、町長のほうに3点申し出るという案を取りまとめました。

そのことにつきまして、10月15日、町長のほうへ、この3件の要望を提出しました。

その3件の要望事項としまして、第1点が、農地災害40万円以下の被害農家への補助。第2点が、町内企業、ゴルフ場などの補助及び優遇措置、第3点が農業施設、頭首工などの工事を優先していただくという3点でございます。

10月20日に、第2回の特別委員会、12月17日に第3回の特別委員会、1月11日に第4回の特別委員会で、それぞれ当局のほうから、その時点、時点での災害の状況、復旧状況、あるいは今後の計画等、細かく説明を受け、これらを了承したわけでございます。

また、町長及び議長、私、委員長ともども、国や県に行き、激甚災害指定への要望もしてまいりました。

以上の経過を受け、農地災害及び公共土木施設等に係る局地激甚災害の指定も受け、順調に災害復旧が進められていることを、現時点では確認しております。

本年は統一地方選挙にて、議員の入れ替わりもあろうかと思っておりますので、現在のメンバーにおいて議会の災害復旧対策委員会を持続することは困難と思っております。したがって、今議会をもって、本委員会は、報告をもって解散としたいと思います。

また、災害復旧は今後も続きますので、改選後の小山町議会においても、特別委員会の設置について御検討賜りますよう、特にお願い申し上げます、以上、報告とします。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がなければ質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、小山町議会災害復旧対策特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり、小山町議会災害復旧対策特別委員会は終了することに決定をしました。

お諮りします。ただいま町長から議案第27号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事」、議案第28号 建設工事に関する協定（変更）の締結について「国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事」、議案第29号 土地の取得についての3件が、また、議員から、発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の1件の、計4件の追加議案が提出されました。発議は所定の賛成者がありますので、成立しました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第27号から議案第29号まで及び議員提出の発議第2号の計4議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をしました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

提案説明（議案第27号～議案第29号）

○議長（仲井民夫君） 追加日程第1 提案説明を議題とします。

町長から、議案第27号から議案第29号までの3議案について提案説明を求めます。町長 高橋宏君。

○町長（高橋 宏君） 追加提案いたしましたのは、工事請負契約、協定、土地の取得の3件であります。

初めに、議案第27号 平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事であります。

本件は、あしがら温泉の既存休憩室の増築工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第28号 建設工事に関する協定（変更）の締結であります。

本件は、昨年3月16日に議決をいただきました国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道の新設及び改築工事について、設計に一部変更が生じたため、協定の変更を締結するものであります。

次に、議案第29号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、足柄ふれあい公園用地として賃借しております竹之下地内の27筆で、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、これら3件につきまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第27号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事」

○議長（仲井民夫君） 追加日程第2 議案第27号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（小野 巖君） 議案第27号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 町民いこいの家休憩室増築工事であります。

入札は、去る3月11日、町内業者4者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が6,200万円で落札決定し、消費税相当額310万円を加え、6,510万円で工事請負契約の締結をするものであります。

工事概要といたしましては、既存休憩室の南東側に、新たに151.56平方メートルの休憩室を増

築するもので、施設の内容は、休憩室、地場産品展示・販売コーナー、調理室及び喫煙室を設置するものであります。

なお、完成予定期日は平成23年9月30日でございます。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。3番 藺田豊造君。

○3番（藺田豊造君） 質問させていただきます。

工事中は、温泉をやるのか、やらないのか。どういうふうにして、やるのだったらやるのか。それを教えてください。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷廣美君） 藺田議員にお答えいたします。

全体的には休憩はしません。ただ、一時的につなげるときには休憩をすることになると思います。休館になると思います。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。4番 臼井淳一君。

○4番（臼井淳一君） 当然、賛成討論ですから、提出されました契約内容については賛成なわけですけれども、なかなかチャンスがないと思いますので、ひとつ御要望だけをお伝えしておきたいと思います。

御承知のとおり、4月から健康福祉会館のゆったり湯が閉鎖されるわけですけれども、あそこで働いている人材、シルバー人材センターの方々は職を失うわけですけれども、かわりにこういった休憩施設が増設されますと、売店だとか調理室だとか、人材が必要になってくると思いますので、そういった人々のことを考慮していただいて、落胆とか失望がないように運営をしていただきたいと思いますので、要望として出しておきます。

よろしく願いいたします。

○議長（仲井民夫君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決をされまし

た。

追加日程第3 議案第28号 建設工事に関する協定(変更)の締結について「国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事」

○議長(仲井民夫君) 追加日程第3 議案第28号 建設工事に関する協定(変更)の締結について「国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長(小野 巖君) 議案第28号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

本案は、平成22年3月16日に議決いただきました、国道138号東富士五湖道路と小山町道との連結に係る町道新設及び改築工事について、設計の一部変更に伴う協定変更の締結案件であります。

変更の主な内容は、擁壁工の補強土壁背面土砂につきまして、当初、近隣公共工事の現場発生土を、裏込め材として施工する予定でありましたが、土質試験の結果、補強土壁の裏込め材として適していないことが判明し、現場発生土と購入土を混合し、裏込めとして使用するものであり、また、国道138号東富士五湖道路の交通規制について、御殿場警察署との協議により、本線シフトの計画変更による交通安全施設の増設をするものであります。

最終的な協定による内容精算は、平成23年度となりますが、本年度分の精算による増額は4,592万6,849円で、総額3億3,238万3,124円となり、うち消費税相当額は1,582万7,767円であります。

以上であります。

○議長(仲井民夫君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決をされました。

追加日程第4 議案第29号 土地の取得について

○議長（仲井民夫君） 追加日程第4 議案第29号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（小野 巖君） 議案第29号 土地の取得についてであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、土地の取得をするものであります。

今回取得いたします土地は、平成22年4月にオープンいたしました足柄ふれあい公園用地で、平成16年8月から賃貸借契約によりお借りをしております、小山町竹之下字向河原2479の2ほか26筆、面積1万6,823.46平方メートルを、取得価格4,861万9,793円で12名の地権者の皆様と協議が整ったことにより取得するものであります。

なお、1平方メートル当たりの取得単価は2,890円となっております。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決をされました。

追加日程第5 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

○議長（仲井民夫君） 追加日程第5 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。2番 田代一夫君。

○2番（田代一夫君） ただいま議題となりました発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、沼津市内の生活クラブ生活協同組合から、小山町議会への

意見書の採択を求める要望書が提出されております。要望書では、容器包装リサイクル法が制定されたが、課題が多く、ごみ排出量が高どまりで、環境により再使用容器が激減している状態で、リサイクルに適さないプラスチック系容器がいまだに多く使われている現状を見て、提出されたものであります。

それでは、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書をごらんください。

意見書第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成23年3月16日提出

提出者 田代一夫

賛成者 梶 繁美、鷹嶋邦彦、池谷洋子、室伏 武、岩田潤泉、湯山鉄夫

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第三条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会では11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっているのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。

よって、小山町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に内部化する。

2. リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のような様々な制度を法制化する。

①レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。

②リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。

3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上のとおり、本意見書を内閣総理大臣ほか関係行政庁あてに提出するものです。

議員の皆様の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲井民夫君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

田代一夫君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決をされました。

ただいま可決されました意見書1件は、関係行政庁に提出をします。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じるに当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。町長 高橋 宏君。

○町長（高橋 宏君） ただいま議長より発言を許されましたので、貴重な時間をお借りしまして、一言議員の皆様に御報告いたします。

来たる4月24日に予定されております小山町長選挙には、私の一身上の都合はもとよりありませんが、あわせて小山町の迅速な災害復旧のためには、片時たりとも行政の手抜きは許されるものではなく、出馬しないこととしましたので、御報告いたします。

私を推挙されておられます町民の皆様の温かい声もありましたが、それにどうしてもこたえられない不条理をぜひお許しいただきたいと思っております。

台風9号災害の復旧を見届けなければならないこと、これからの地方主権時代、最大の力、エネルギーとなる町民同士の協力愛の心の風土を醸成したいこと、また、企業誘致による雇用の増大、また富士箱根トレイルをもっと全国、世界に広め、小山町の存在をアピールしたいこと等、

後ろ髪を引かれる町政の課題、施策が胸にうずいておりますが、私の不徳により断念せざるを得ません。我が町の昨年9月の台風の激甚災害の迅速な復旧はもとより、これからの小山町の発展のために何よりも町民一丸となった協力愛が求められています。

新町長のもと、町民の皆さんが心を一つに結束され、立派な誇りある小山町を築き、子どもたちへ、またその子どもたちへ引き継げられんことをお願いをいたしまして、私の報告かたがたのあいさつといたします。いろいろありがとうございました。

○議長（仲井民夫君） 次に、副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。副町長 田代信幸君。

○副町長（田代信幸君） このように、この場所に立つのは2回目になります。4年前の平成19年7月に皆様に承認をいただきまして、副町長に就任したときのあいさつ、この場で申し上げたことですが、微力ではありますが、小山町の発展のために寄与したいと、こんなあいさつをいたしました。

議員の皆様、また町民の皆様方の評価はわかりませんが、私としては十分納得のいく4年間でありました。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（仲井民夫君） 以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。平成23年第3回小山町議会3月定例会を閉会とします。

午後0時00分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 仲 井 民 夫

署 名 議 員 込 山 恒 広

署 名 議 員 岩 田 治 和